

議案第 5 号

石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について

1 提案理由

教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるため

2 改正規定

- (1) 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- (2) グループ制に関する運営規程の一部改正
- (3) 教員確保・指導力向上推進室廃止に係る告示
- (4) 教育DX・教員確保指導力向上推進室設置に係る告示
- (5) 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
- (6) 石川県立学校管理規則の一部改正
- (7) 石川県立中学校規則の一部改正
- (8) 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- (9) 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正

3 改正概要

別紙のとおり

改正概要

1 改正内容

(1) 組織改正に伴うもの

- ・学校教育全体のデジタル化を推進するための司令塔となる組織として、教員確保・指導力向上推進室を、教育DX・教員確保指導力向上推進室に改組するもの
- ・R9年度に石川県で開催される全国高等学校総合文化祭の開催準備に向けて、学校指導課に新たなグループを設置するもの など

<改正等する規定>

- ①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ②グループ制に関する運営規程の一部改正
- ③教員確保・指導力向上推進室廃止に係る告示
- ④教育DX・教員確保指導力向上推進室設置に係る告示

(2) 県立あすなろ中学校の設置に伴うもの

<改正する規定>

- ①公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
 - ・長期出張等の場合に夜間学級担当手当の支給を制限する規定を追加
- ②石川県立学校管理規則の一部改正
 - ・夜間中学のための特別の教育課程を編成する規定の追加
- ③石川県立中学校規則の一部改正
 - ・夜間中学に係る入学等の規定の追加
- ④石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
 - ・文書記号の追加

(3) その他（字句の修正等）

<改正する規定>

- ①石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
 - ・文書管理システムの更新に合わせた字句の修正
- ②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
 - ・知事部局の組織改正に伴う字句の修正等

2 改正案

別添資料

3 施行年月日

(1) 県立あすなろ中学校の設置に伴うもの

石川県立学校条例の一部を改正する条例（令和6年石川県条例第23号）
の施行の日

(2) その他

令和6年4月1日（室廃止の告示については、令和6年3月31日）

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表庶務課の項中第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 教育DXの推進に関すること。

第五条の表学校指導課の項に次の一号を加える。

14 全国高等学校総合文化祭に関すること。

第九条第二項の表技監の項の次に次のように加える。

課長	事務局	上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。
----	-----	-------------------------

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

改正後（案）

現行

（分課の分掌事務）	
第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。	（分課の分掌事務）
分課名	分掌事務
企画調整室	（略）
庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会会議に関すること。 2 教育委員会内の法規、財産、情報化等の連絡調整に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 公告式に関すること。 5 請願、陳情に関すること。 6 規則等の審査に関すること。 7 文書の收受、発送及び保存に関すること。 8 県議会及び知事その他の執行機関並びに本庁各課等の連絡調整に関すること。 9 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 10 教育財産の総括に関すること。 11 職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）の人事、給与及び研修に関すること。 12 教育功労者の叙位、叙勲、褒章その他表彰に関すること。 13 学校施設及び設備の整備に関すること。 14 教育DXの推進に関すること。 15 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 16 公立文教施設整備の指導助言に関すること。
第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。	（分課の分掌事務）
分課名	分掌事務
企画調整室	（略）
庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会会議に関すること。 2 教育委員会内の法規、財産、情報化等の連絡調整に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 公告式に関すること。 5 請願、陳情に関すること。 6 規則等の審査に関すること。 7 文書の收受、発送及び保存に関すること。 8 県議会及び知事その他の執行機関並びに本庁各課等の連絡調整に関すること。 9 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 10 教育財産の総括に関すること。 11 職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）の人事、給与及び研修に関すること。 12 教育功労者の叙位、叙勲、褒章その他表彰に関すること。 13 学校施設及び設備の整備に関すること。 14 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 15 公立文教施設整備の指導助言に関すること。

	<p>17 公益信託事務の総括に関すること。</p> <p>18 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。</p> <p>19 教育広報及び教育行政相談に関すること。</p> <p>20 修学奨励資金に関すること。</p> <p>21 出先機関等に関すること。</p> <p>22 育英事業に関すること。</p> <p>23 公務災害補償に関すること。</p> <p>24 県立学校の児童生徒等の災害に係る給付金に関すること。</p> <p>25 職員の健康管理(石川県公立学校教職員健康管理審査会に関するものを除く。)その他福利厚生に関すること。</p> <p>26 恩給に関すること。</p> <p>27 公立学校共済組合及び教職員互助会に関すること。</p> <p>28 他の課に属しない事務に関すること。</p> <p>29 企画調整室の庶務に関すること。</p>
<p>教職員課</p> <p>学校指導課</p>	<p>(略)</p> <p>1 学校教育の指導助言に関すること。</p> <p>2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。</p> <p>3 県立学校入学者選抜に関すること。</p> <p>4 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。</p> <p>6 人権教育に関すること。</p> <p>7 教科書その他の教材に関すること。</p>
	<p>16 公益信託事務の総括に関すること。</p> <p>17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。</p> <p>18 教育広報及び教育行政相談に関すること。</p> <p>19 修学奨励資金に関すること。</p> <p>20 出先機関等に関すること。</p> <p>21 育英事業に関すること。</p> <p>22 公務災害補償に関すること。</p> <p>23 県立学校の児童生徒等の災害に係る給付金に関すること。</p> <p>24 職員の健康管理(石川県公立学校教職員健康管理審査会に関するものを除く。)その他福利厚生に関すること。</p> <p>25 恩給に関すること。</p> <p>26 公立学校共済組合及び教職員互助会に関すること。</p> <p>27 他の課に属しない事務に関すること。</p> <p>28 企画調整室の庶務に関すること。</p>
<p>教職員課</p> <p>学校指導課</p>	<p>(略)</p> <p>1 学校教育の指導助言に関すること。</p> <p>2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。</p> <p>3 県立学校入学者選抜に関すること。</p> <p>4 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。</p> <p>6 人権教育に関すること。</p> <p>7 教科書その他の教材に関すること。</p>

生涯学習課	(略)	8 就学援助費補助金に関すること。 9 教育研究団体に関すること。 10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。 11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。 12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。 13 夜間中学の開設準備に関すること。 14 全国高等学校総合文化祭に関すること。
文化財課	(略)	
保健体育課	(略)	

第六条～第八条の二 (略)

第九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
教育参事	(略)	(略)
技 監	(略)	(略)
課長	事務局	上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。
担当課長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

生涯学習課	(略)	8 就学援助費補助金に関すること。 9 教育研究団体に関すること。 10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。 11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。 12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。 13 夜間中学の開設準備に関すること。
文化財課	(略)	
保健体育課	(略)	

第六条～第八条の二 (略)

第九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
教育参事	(略)	(略)
技 監	(略)	(略)
担当課長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

石川県教育委員会教育長訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程（平成 17 年石川県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 月 日

石川県教育委員会教育長

別表第 1 学校指導課の項中「特別支援教育グループ」の次に「、全国高等学校総合文化祭開催準備グループ」を加える。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

グループ制に関する運営規程（平成17年教育委員会教育長訓令第2号）新旧対照表

改正案		現行	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
分	グループの名称	分	グループの名称
(略)	(略)	(略)	(略)
学校指導課	庶務グループ、小中学校教育グループ、生徒指導グループ、高等学校教育・人権教育グループ、特別支援教育グループ、全国高等学校総合文化祭開催準備グループ	学校指導課	庶務グループ、小中学校教育グループ、生徒指導グループ、高等学校教育・人権教育グループ、特別支援教育グループ
(略)	(略)	(略)	(略)

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和 40 年石川県教育委員会規則第 5 号）第 15 条第 1 項の規定により設置した教員確保・指導力向上推進室は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止した。

令和 6 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和6年4月1日次のとおり室を設置した。

令和6年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称
教育DX・教員確保指導力向上推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
(1) 教育DXの推進に関すること。
(2) 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 夜間学級担当手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 給与条例第二十四条第一項の規定の適用を受ける場合

ロ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ハにおいて同じ。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第四号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ニ 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)第三条第一号に規定する派遣職員の場合
同条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合)同条に規定する通勤に該当するものに限る。)をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

ホ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者の同条第一項に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

2 夜間学級担当手当は、その月の給料の支給日に支給する。

第七条第一項中「手当」を「特殊勤務手当（夜間学級担当手当を除く。）」に改め、同条第二項中「前項」を「前条第二項及び前項」に、「手当」を「特殊勤務手当」に改める。

（石川県立学校管理規則の一部改正）

第二条 石川県立学校管理規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三の次に次の一条を加える。

（夜間中学のための教育課程）

第六条の四 石川県立あすなる中学校においては、夜間において教育を行うため、第六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条において読み替えて準用する同令第五十六条の四の規定により、特別の教育課程を編成することができるものとする。

（石川県立中学校規則の一部改正）

第三条 石川県立中学校規則（平成十五年石川県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の四」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 石川県立あすなる中学校については、募集する生徒数を定めないものとする。

第八条に次の一項を加える。

2 石川県立あすなる中学校の教育課程については、前項の規定にかかわらず、石川県立学校管理規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号）第六条の四に定めるところによる。

第十二条第二項中「入学願書（別記様式第二号）」を「石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第二号、石川県立あすなる中学校にあつては別記様式第三号による入学願書」に改める。

第十三条第一項中「誓約書（別記様式第三号）」を「石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第四号、石川県立あすなる中学校にあつては別記様式第五号による誓約書」に改め、同条第二項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十四条の見出しを「(保護者等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

この規則において「保護者等」とは、入学を許可された者が未成年である場合は親権を行う者(親権を行う者のいないときは、後見人又は後見を行う者)を、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者(親権を行っていた者のいないときは、後見人であった者又は後見を行っていた者)その他校長が認める者をいう。

第十四条第二項及び第三項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十五条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第六章中第十六条の次に次の三条を加える。

(再入学)

第十六条の二 石川県立あすなろ中学校を退学し、又はその学籍を除かれた者が再入学を願い出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

(休学)

第十六条の三 石川県立あすなろ中学校の生徒は、疾病その他の事由によって欠席が引き続き三月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、願い出なければならない。

3 休学の期間は、欠席の期間を通じて二年以内とする。

4 休学の許可を受けた日から三月以内に休学の事由がなくなった場合は、その事由を具し、校長に休学の取消しを願い出ることができる。

5 校長は、前項の願い出があったときは、その事由を調査の上、当該休学の許可を取消することができる。

(復学)

第十六条の四 石川県立あすなろ中学校において、休学中の生徒が事由の消失によって復学を願い出た場合には、校長は、その事由を調査の上、相当学年に復学を許可することができる。

別記様式第三号を別記様式第四号とし、別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

新卒採用申込書(第1次面接用)

入社希望			学年月日		
氏名				
現住所	〒				
通関士 資格取得					
勤務先 勤務先のみ	名称				
	所在地	〒			
	業種				
希望する 職种	職種	専攻			
	職務内容	専攻			
この専攻の 職种	専攻	専攻 (公共、専攻、専攻)			
希望する 職种	以下の専攻の中から希望するものを選択してください <input type="checkbox"/> 専攻とする専攻はなし <input type="checkbox"/> 専攻、専攻とする 専攻 ()				
	専攻	専攻 ()			
希望する 職种	専攻	専攻との関係			
希望する 職种	〒				
希望する 職种	〒				

上記のとおり、貴校に入社を希望いたします。
 新卒採用 専攻 専攻 専攻
 専攻 専攻 専攻

別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第5号 (第13条関係)

誓 約 書

私は石川県立 中学校に入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のきまりを堅く守り、
学業に励むことを誓います。

年 月 日

住所

生徒氏名

上記何某入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のきまりを堅く守らせ、同人に係る一切の
事件は私どもにおいて引き受けず。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者等氏名

石川県立

中学校長 様

附 則

この規則は、石川県立学校条例の一部を改正する条例（令和六年石川県条例第二十三号）の施行の日から施行する。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年教育委員会規則第九号）

新旧対照表

（傍線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>第六条の三 夜間学級担当手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>一 出張中の場合</p> <p>二 研修中の場合</p> <p>三 勤務しなかつた場合（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 給与条例第二十四条第一項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ロ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十一条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ハにおいて同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合</p> <p>ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年石川県条例第四号）第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合</p> <p>ニ 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例（平成十四年石川県条例第七号）第三条第一号に規定する派遣職員の同条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合）に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合</p>	<p>（新設）</p>

ホ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者の同条第一項に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合

2 夜間学級担当手当は、その月の給料の支給日に支給する。

第七条 特殊勤務手当(夜間学級担当手当を除く。)は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給については、給料支給の例による。

第七条 手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、特別の事由があるとき

は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、手当の支給については、給料支給の例による。

石川県立学校管理規則の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教育課程) 第六条 略 第六条の二 略 第六条の三 略</p> <p>(夜間中学のための教育課程) 第六条の四 石川県立あすなろ中学校においては、夜間において教育を行うため、第六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十九条において読み替えて準用する同令第五十六条の四の規定により、特別の教育課程を編成することができるものとする。</p>	<p>(教育課程) 第六条 略 第六条の二 略 第六条の三 略</p>

改正案

目次

- 第一章 略
- 第二章 略
- 第三章 略
- 第四章 略
- 第五章 略
- 第六章 入学、退学、転学等（第十二条―第十六条の四）
- 第七章 略
- 第八章 略
- 第九章 略
- 附則 略

（生徒数）

第二条 中学校が募集する生徒数は、次のとおりとする。

学 校 名	募集生徒数
石川県立金沢錦丘中学校	百二十人

2 石川県立あすなる中学校については、募集する生徒数を定めないのでとする。

現行

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 学年、学期及び休業日（第五条―第七条）
- 第三章 教育課程（第八条）
- 第四章 学年の課程の修了及び卒業の認定（第九条・第十条）
- 第五章 職員組織（第十二条）
- 第六章 入学、退学、転学等（第十二条―第十六条）
- 第七章 入学検定手数料（第十七条）
- 第八章 ほう賞及び懲戒（第十八条・第十九条）
- 第九章 補則（第二十条）
- 附則

（生徒数）

第二条 中学校が募集する生徒数は、次のとおりとする。

学 校 名	募集生徒数
石川県立金沢錦丘中学校	百二十人

改正案

現行

第三章 教育課程

第三章 教育課程

第八条 教育課程は、学習指導要領に基づいて校長が定める。

第八条 教育課程は、学習指導要領に基づいて校長が定める。

2 石川県立あすなろ中学校の教育課程については、前項の規定にかかわらず、石川県立学校管理規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号）第六条の四に定めるところによる。

（入学）

（入学）

第十二条 入学募集人員、入学者の選抜の方法その他入学に関し必要な事項は、あらかじめ委員会が公告する。

第十二条 入学募集人員、入学者の選抜の方法その他入学に関し必要な事項は、あらかじめ委員会が公告する。

2 入学を志願する者は、石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第二号、石川県立あすなろ中学校にあつては別記様式第三号による入学願書を志願する中学校の校長に提出しなければならない。

2 入学を志願する者は、入学願書（別記様式第二号）を志願する中学校の校長に提出しなければならない。

（誓約書）

（誓約書）

第十三条 入学を許可された者は、許可された日から三十日以内に、石川県立金沢錦丘中学校にあつては別記様式第四号、石川県立あすなろ中学校にあつては別記様式第五号による誓約書に住民票の記載事項のうち氏名、出生の年月日及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第十三条 入学を許可された者は、許可された日から三十日以内に、誓約書（別記様式第三号）に住民票の記載事項のうち氏名、出生の年月日及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項の誓約書には、保護者等が連署しなければならない。

2 前項の誓約書には、保護者が連署しなければならない。

改 正 案

現 行

(保護者等)

第十四条 この規則において「保護者等」とは、入学を許可された者が未成年である場合は親権を行う者（親権を行う者のいないときは、後見人又は後見を行う者）を、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者（親権を行っていた者のいないときは、後見人であつた者又は後見を行っていた者）その他校長が認める者をいう。

- 2 保護者等が死亡その他の事由によつて、その資格を失つたときは、新たに保護者等を定め、速やかに校長に届け出なければならない。
- 3 保護者等が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学)

第十五条 退学又は転学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。

(再入学)

第十六条の二 石川県立あすなる中学校を退学し、又はその学籍を除かれた者が再入学を願ひ出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

(保護者)

第十四条 前条第二項の保護者は、入学を許可された者の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 2 保護者が死亡その他の事由によつて、その資格を失つたときは、新たに保護者を定め、速やかに校長に届け出なければならない。
- 3 保護者が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学)

第十五条 退学又は転学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。

改

正

案

現

行

(休学)

第十六条の三 石川県立あすなる中学校の生徒は、疾病その他の事由によつて欠席が引き続き三月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願ひ出ることが出来る。

2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、願ひ出なければならぬ。

3 休学の期間は、欠席の期間を通じて二年以内とする。

4 休学の許可を受けた日から三月以内に休学の事由がなくなつた場合は、その事由を具し、校長に休学の取消しを願ひ出ることが出来る。

5 校長は、前項の願ひ出があつたときは、その事由を調査の上当該休学の許可を取消すことができる。

(復学)

第十六条の四 石川県立あすなる中学校において、休学中の生徒が事由の消失によつて復学を願ひ出た場合には、校長は、その事由を調査の上、相当学年に復学を許可することができる。

別記様式第三号（第十二条関係）

改

正

案

現

行

別記様式第三号（第十二条関係）

入学願書				
志願者	ふりがな	生 年 月 日		
	氏名	年 月 日 性		
	現住所	〒		
	連絡先 電話番号			
	勤務先 就労者のみ	名称		
		所在地	〒	
電話番号				
これまでの 就学状況	学校名	就学状況（入学、卒業、退学状況など）		
現在の 就学状況	どちらかにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> 在学している学校はない。 <input type="checkbox"/> 現在、在学中である。 学校名（ 年 3 月 卒業見込み）			
保護者等	氏名		志願者との関係	
	現住所	〒		
	連絡先 電話番号			
上記のとおり、貴校に入学を志願いたします。 石川 隼二 平学校長 様 年 月 日				

別記様式第4号 (第13条関係)

誓 約 書

私は石川県立 中学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉強してみだりに退学転学はいたしません。

現住所

氏 名
生 年 月 日

上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受けます。

年 月 日

石川県立 中学校長 様

現住所

本人との続き柄

保護者 氏 名
生 年 月 日

別記様式第四号(第十三条関係)

改

正

案

別記様式第3号 (第13条関係)

誓 約 書

私は石川県立 中学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉強してみだりに退学転学はいたしません。

現住所

氏 名
生 年 月 日

上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受けます。

年 月 日

石川県立 中学校長 様

現住所

本人との続き柄

保護者 氏 名
生 年 月 日

別記様式第三号(第十三条関係)

現

行

別記様式第5号(第13条関係)

誓 約 書

私は石川県立 中学校に入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のさまりを堅く守り、
学業に励むことを誓います。

年 月 日

住所
生徒氏名

上記何某入学を許可された上は、教育方針に従い、学校のさまりを堅く守らせ、同人に係る一切の
事件は私どもにおいて引き受けます。

年 月 日

住所
生徒との続柄
保護者等氏名

石川県立 中学校長 様

別記様式第五号(第十三条関係)

改

正

案

現

行

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第8条第5項第2号中「文書索引」を「文書目録」に改め、同項第3号中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第10条第1項第2号及び同条第2項中

「保存文書台帳
手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第46条の見出しを「(文書目録)」に改め、同条第1項及び第2項中「文書索引」を「文書目録」に改め、同条第3項中「前項の文書索引」を「第1項本文の文書目録」に改める。

第49条の見出しを「(簿冊管理簿の作成)」に改め、同条第1項及び第2項中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改め、同条第3項を削る。

第50条第3項及び第54条第3項を削る。

別表第3中「| 金沢錦丘中学校 | 金錦中 |」を「| 金沢錦丘中学校 | 金錦中 |
| あすなろ中学校 | あ 中 |」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、石川県立学校条例の一部を改正する条例（令和6年石川県条例第23号）の施行の日から施行する。

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第7条の2（略）</p> <p>（文書取扱主任及び文書整理担当者）</p> <p>第8条 所属に文書取扱主任及び文書整理担当者を置く。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 文書整理担当者は、文書取扱主任の指示に基づき、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 固有文書分類表の整備に関すること。</p> <p>(2) 文書目録の整備に関すること。</p> <p>(3) 簿冊管理簿の整備に関すること。</p> <p>(4) その他文書の整理に関すること。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（簿冊）</p> <p>第10条 本庁における文書の取扱いに関して必要な簿冊は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 庶務課長が管理するもの 法令番号簿 特殊取扱郵便物受付簿 電報受付簿 使送文書受付簿 小荷物受付簿</p> <p>(2) 主務課長が管理するもの</p>	<p>第1条～第7条の2（略）</p> <p>（文書取扱主任及び文書整理担当者）</p> <p>第8条 所属に文書取扱主任及び文書整理担当者を置く。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 文書整理担当者は、文書取扱主任の指示に基づき、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 固有文書分類表の整備に関すること。</p> <p>(2) 文書索引の整備に関すること。</p> <p>(3) 保存文書台帳及び手元保管文書台帳の整備に関すること。</p> <p>(4) その他文書の整理に関すること。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（簿冊）</p> <p>第10条 本庁における文書の取扱いに関して必要な簿冊は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 庶務課長が管理するもの 法令番号簿 特殊取扱郵便物受付簿 電報受付簿 使送文書受付簿 小荷物受付簿</p> <p>(2) 主務課長が管理するもの</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行
<p>秘密文書番号簿 親展文書受付簿 簿冊管理簿</p> <p>2 出先機関等における文書の取扱いに関して必要な簿冊は、次のとおりとし、庶務を担当する課長が管理する。ただし、秘密文書番号簿は、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年石川県人事委員会規則第8号）に規定する管理職員等が管理する。</p> <p>秘密文書番号簿 親展文書受付簿 特殊取扱郵便物受付簿 電報受付簿 使送文書受付簿 小荷物受付簿 文書送達簿 簿冊管理簿</p>	<p>秘密文書番号簿 親展文書受付簿 保存文書台帳 手元保管文書台帳</p> <p>2 出先機関等における文書の取扱いに関して必要な簿冊は、次のとおりとし、庶務を担当する課長が管理する。ただし、秘密文書番号簿は、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年石川県人事委員会規則第8号）に規定する管理職員等が管理する。</p> <p>秘密文書番号簿 親展文書受付簿 特殊取扱郵便物受付簿 電報受付簿 使送文書受付簿 小荷物受付簿 文書送達簿 保存文書台帳 手元保管文書台帳</p>
<p>第11条～第45条の2（略）</p> <p>（文書目録）</p> <p>第46条 指定ファイル等（保存期間が1年以上の完結文書とじ込むものに限る。）には、文書目録を添付しなければならない。ただし、他に文書の検索を行うことができるものがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の文書目録は、文書管理システムにより作成することができるも</p>	<p>第11条～第45条の2（略）</p> <p>（文書索引）</p> <p>第46条 指定ファイル等（保存期間が1年以上の完結文書とじ込むものに限る。）には、文書索引を添付しなければならない。ただし、他に文書の検索を行うことができるものがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の文書索引は、文書管理システムにより作成することができるも</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行
<p>のとす。</p> <p>3 第44条の規定により完結文書を整理するときは、その都度<u>第一項本文の文書目録</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>（<u>簿冊管理簿</u>の作成）</p> <p>第49条 所属長は、毎年度2月末日までに、前年度に完結文書の整理が終了した指定ファイル等について、文書管理システムにより、<u>簿冊管理簿</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により作成した<u>簿冊管理簿</u>を修正する必要があるときは、その都度修正しなければならない。</p>	<p>のとす。</p> <p>3 第44条の規定により完結文書を整理するときは、その都度<u>前項の文書索引</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>（<u>保存文書台帳等</u>の作成）</p> <p>第49条 所属長は、毎年度2月末日までに、前年度に完結文書の整理が終了した指定ファイル等について、文書管理システムにより、<u>保存文書台帳</u>及び<u>手元保管文書台帳</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により作成した<u>保存文書台帳</u>及び<u>手元保管文書台帳</u>を修正する必要があるときは、その都度修正しなければならない。</p> <p>3 本庁にあっては主務課長は、前項の規定により<u>保存文書台帳</u>を作成したときは、その写し1部を当該年度の3月31日までに庶務課長に送付しなければならない。</p>
<p>（<u>保存文書</u>の置換え）</p> <p>第50条 所属長は、保管期間が経過した文書を適当な区分により整理し、書庫（書庫を有しない所属にあっては、所属長があらかじめ指定した場所）に置き換えて保存しなければならない。ただし、電磁的記録並びに保存期間が1年の文書及び1年未満の文書については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、保管期間が経過した文書のうち特に執務上必要があるものについては、必要な期間、事務室内において保管することができる。この場合、事務室内において保管する必要がなくなるときは、所属長は、速やかに、文書管理システムに必要な事項を登録すると</p>	<p>（<u>保存文書</u>の置換え）</p> <p>第50条 所属長は、保管期間が経過した文書を適当な区分により整理し、書庫（書庫を有しない所属にあっては、所属長があらかじめ指定した場所）に置き換えて保存しなければならない。ただし、電磁的記録並びに保存期間が1年の文書及び1年未満の文書については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、保管期間が経過した文書のうち特に執務上必要があるものについては、必要な期間、事務室内において保管することができる。この場合、事務室内において保管する必要がなくなるときは、所属長は、速やかに、文書管理システムに必要な事項を登録すると</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行
<p>もに、書庫に置き換えなければならない。</p> <hr/> <p>第51条～第53条（略）</p> <p>（保存文書の廃棄）</p> <p>第54条 所属長は、保存文書及び保存文書以外の文書が所定の保存期間を経過したとき、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、その文書を廃棄するものとする。ただし、保存期間を延長する必要がある文書については、保存期間経過後、更に保存期間を定めて、これを保存することができる。</p> <p>2 所属長は、保存期間中の文書であっても、制度改正等により保存期間を短縮する必要があると認めるときは、その文書の保存期間を短縮し、又はその文書を廃棄することができる。</p> <hr/> <p>第55条～第63条（略）</p>	<p>もに、書庫に置き換えなければならない。</p> <p>3 本庁にあっては主務課長は、第2項の規定により保存文書台帳を作成したときは、その写し1部を速やかに庶務課長に送付しなければならない。</p> <hr/> <p>第51条～第53条（略）</p> <p>（保存文書の廃棄）</p> <p>第54条 所属長は、保存文書及び保存文書以外の文書が所定の保存期間を経過したとき、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、その文書を廃棄するものとする。ただし、保存期間を延長する必要がある文書については、保存期間経過後、更に保存期間を定めて、これを保存することができる。</p> <p>2 所属長は、保存期間中の文書であっても、制度改正等により保存期間を短縮する必要があると認めるときは、その文書の保存期間を短縮し、又はその文書を廃棄することができる。</p> <p>3 本庁にあっては主務課長は、前2項の規定により保存文書の廃棄を行ったときは、保存文書台帳に廃棄年月日を記入し、その写し1部を庶務課長に送付しなければならない。</p> <hr/> <p>第55条～第63条（略）</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後

現行

別表第3（第58条関係）

文書番号の記号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	金沢向陽高等学校	金向高
あすなろ中学校	あ中	内灘高等学校	内高
大聖寺実業高等学校	大実高	津幡高等学校	津高
大聖寺高等学校	大高	羽咋高等学校	羽高
加賀高等学校	加高	羽松高等学校	羽松高
加賀聖城高等学校	加聖高	羽咋工業高等学校	羽工高
小松商業高等学校	小商高	宝達高等学校	宝高
小松工業高等学校	小工高	志賀高等学校	志高
小松高等学校	小高	七尾東雲高等学校	七東高
小松北高等学校	小北高	七尾高等学校	七高
小松明峰高等学校	小明高	七尾城北高等学校	七城高
寺井高等学校	寺高	鹿西高等学校	鹿高
鶴来高等学校	鶴高	田鶴浜高等学校	田鶴高
野々市明倫高等学校	野明高	穴水高等学校	穴高
松任高等学校	松高	門前高等学校	門高
翠星高等学校	翠高	能登高等学校	能高
金沢錦丘高等学校	金錦高	輪島高等学校	輪高
金沢泉丘高等学校	金泉高	飯田高等学校	飯高
金沢二水高等学校	金二高	盲学校	盲学
金沢中央高等学校	金中高	ろう学校	ろう学
金沢伏見高等学校	金伏高	明和特別支援学校	明特学
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	いしかわ特別支援学校	い特学
金沢商業高等学校	金商高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特
工業高等学校	工高	錦城特別支援学校	錦特学
金沢桜丘高等学校	金桜高	小松特別支援学校	小特学
金沢西高等学校	金西高	七尾特別支援学校	七特学
金沢北陵高等学校	金北高	医王特別支援学校	医特学

別表第3（第58条関係）

文書番号の記号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	金沢向陽高等学校	金向高
大聖寺実業高等学校	大実高	内灘高等学校	内高
大聖寺高等学校	大高	津幡高等学校	津高
加賀高等学校	加高	羽咋高等学校	羽高
加賀聖城高等学校	加聖高	羽松高等学校	羽松高
小松商業高等学校	小商高	羽咋工業高等学校	羽工高
小松工業高等学校	小工高	宝達高等学校	宝高
小松高等学校	小高	志賀高等学校	志高
小松北高等学校	小北高	七尾東雲高等学校	七東高
小松明峰高等学校	小明高	七尾高等学校	七高
寺井高等学校	寺高	七尾城北高等学校	七城高
鶴来高等学校	鶴高	鹿西高等学校	鹿高
野々市明倫高等学校	野明高	田鶴浜高等学校	田鶴高
松任高等学校	松高	穴水高等学校	穴高
翠星高等学校	翠高	門前高等学校	門高
金沢錦丘高等学校	金錦高	能登高等学校	能高
金沢泉丘高等学校	金泉高	輪島高等学校	輪高
金沢二水高等学校	金二高	飯田高等学校	飯高
金沢中央高等学校	金中高	盲学校	盲学
金沢伏見高等学校	金伏高	ろう学校	ろう学
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	明和特別支援学校	明特学
金沢商業高等学校	金商高	いしかわ特別支援学校	い特学
工業高等学校	工高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特
金沢桜丘高等学校	金桜高	錦城特別支援学校	錦特学
金沢西高等学校	金西高	小松特別支援学校	小特学
金沢北陵高等学校	金北高	七尾特別支援学校	七特学
		医王特別支援学校	医特学

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 17 条第 2 項を削る。

第 68 条第 1 項中「情報システムを利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行うシステムであつて、総務部デジタル推進課長が管理をするもの」を「石川県処務規程（昭和三十二年石川県訓令甲第九号）第七十条第一項に規定する庶務事務支援システム」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条～第十六条（略）</p> <p>（類推による専決）</p> <p>第十七条 この規程に専決事項として定められていない事項であつても、事案の内容により専決事項に準ずるものとして専決することが適当と類推できるもので暫定的な事務については、教育長の承認を受けた後、この規程に準じて処理することができる。</p> <p>第十八条～第六十七条（略）</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第六十八条 職員は、出勤したときは、自ら直ちに出勤簿に押印又は石川県処務規程（昭和三十三年石川県訓令甲第九号）第七十条第一項に規定する庶務事務支援システム</p> <p>（以下 「庶務事務支援システム」という。）により押印に相当する記録をしなければならない。</p>	<p>第一条～第十六条（略）</p> <p>（類推による専決）</p> <p>第十七条 この規程に専決事項として定められていない事項であつても、事案の内容により専決事項に準ずるものとして専決することが適当と類推できるもので暫定的な事務については、教育長の承認を受けた後、この規程に準じて処理することができる。</p> <p>2 教育次長又は主務課長は、前項の承認を受けたときは、直ちに関係課長に通知しなければならない。</p> <p>第十八条～第六十七条（略）</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第六十八条 職員は、出勤したときは、自ら直ちに出勤簿に押印又は情報システムを利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行うシステムであつて、総務部デジタル推進課長が管理をするもの（以下「庶務事務支援システム」という。）により押印に相当する記録をしなければならない。</p>

2・3 (略)

第六十九条～第一百一条 (略)

2・3 (略)

第六十九条～第一百一条 (略)